

☆ひとりで悩まず 地域で子育て応援します☆

明和町「産後ケア事業」のご案内

出産後は心身ともに不安定になりやすい時期です。初めての育児で退院後不安、授乳がうまくいかない、赤ちゃんのお世話やリズムが分からない、お産と育児の疲れから体調がよくないなどの場合に、産科医療機関や助産所において、産後ケア事業を提供しています。ぜひご利用ください。

【利用できる方】

下記すべての条件にあてはまる方です。

- (1) 明和町に住民票がある方
- (2) おおむね退院後1年以内まで（受け入れ先と要相談）のお母さんと赤ちゃん
- (3) 身体的機能の回復について不安がある、育児不安が強いなど産後ケアを必要とする方
- (4) お母さんと赤ちゃんともに専門的な治療の必要のない方

【内容】

利用施設や自宅にて、次の保健サービスを受けられます。

利用出来る期間は、原則7日以内です。連続の利用でなくてもかまいません。

- (1) お母さんの健康管理・産後の生活のアドバイス
- (2) 乳房のケア・授乳方法の指導
- (3) 赤ちゃんの身体計測・発育発達のチェック
- (4) 赤ちゃんの沐浴・スキンケアなど育児方法の指導
- (5) 育児相談や子育て情報の提供



【サービスの種類・自己負担額など】

宿泊型・通所型・訪問型から選んでいただきます。

サービスの種類	食事	自己負担額（一日あたり）
宿泊型 （医療機関、助産所に宿泊してケアを受ける）	一日3食 （ただし 初日・最終日については利用施設と調整）	町県民税 課税世帯 3,000 円 町県民税 非課税世帯 1,500 円 生活保護世帯 0 円
通所型 （医療機関、助産所に通って9時から 17 時の間ケアを受ける）	一日1食	町県民税 課税世帯 2,500 円 町県民税 非課税世帯 1,250 円 生活保護世帯 0 円
訪問型 （自宅でケアを受ける）		町県民税 課税世帯 1,200 円 町県民税 非課税世帯 600 円 生活保護世帯 0 円

【産後ケアを受けられる施設】

施設名	所在地	条件	利用可能なサービスの種類		
			宿泊型	通所型	訪問型
ナオミレディース クリニック	松阪市深長町 823 Tel.0598-63-0101	自施設で出産した方	○ 4か月まで	○ 4か月まで	
南産婦人科	松阪市下村町 1041 Tel.0598-29-2020		○ 3か月未満	○ 3か月未満	
菊川産婦人科	伊勢市一之木 5 丁目 15-5 Tel.0596-23-1515	自施設で出産した方	○ 4か月まで	○ 4か月まで	
玉石産婦人科	伊勢市御園町長屋 2049 Tel.0596-22-5656	自施設で出産した方	○ 3か月まで		
三重中央医療センター	津市久居明神町 2158-5 Tel.059-259-1211	自施設で入院継続の方 (児または産婦のみ)	○ 要相談		
三重県助産師会所属 助産所・助産師			○ 要相談	○ 要相談	○ 1 年以内

【サービスを利用したいときは】

- (1) 利用を希望する方は、事前に明和町こども課にご相談ください。
- (2) ご出産後、「明和町産後ケア事業申請書」をご記入いただき、申込みしてください。(母子健康手帳もご持参ください。)
- (3) 申込みに際して、保健師等が家庭状況、産後のお母さんや赤ちゃんの様子をお聞きし、産科医療機関等との調整のうえでの利用となりますので、お早めにご相談ください。ただし希望医療機関等の都合により、利用できない場合があります。ご了解ください。
- (4) 申請後、利用の可否の審査を行い、明和町こども課から「明和町産後ケア事業承認通知書」を送付します。なお、やむを得ず利用を中止または変更する場合は、利用日前日の正午までに、利用施設または明和町こども課までご連絡ください。

【サービス利用時の注意事項】

- (1) 利用施設の規則を遵守してください。
- (2) 次のサービスは事業に含まれません。
 - ・利用産科医療機関までの送迎
 - ・事業利用の赤ちゃんの託児(24 時間母子同室となります。)
 - ・事業利用の赤ちゃんの父・兄・姉に対するサービス(特に利用期間中の赤ちゃんの兄姉などお子様の調整は必ず事前にご家族で行ってください。)
- (3) 必要物品については利用する産科医療機関・助産所が決定いたしましたら、直接ご確認ください。(自己負担が必要な場合もあります。)



申し込み・お問い合わせ先

明和町役場 こども課

〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上945番地

Tel. 0596-52-7123